

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第八号

埼玉県建築基準法施行条例（昭和三十五年埼玉県条例第三十七号）第五十六条の三第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十八年七月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第 秩 ・ 二 号
指定に係る 道路の種類	埼玉県建築基 準法施行条例 第五十六条の 三第一項第五 号
指定の年月日	平成二十八年七 月八日
指定に係る道路の位置	埼玉県秩父郡長瀨町大字長瀨字地藏堂九百八十 九番一
指定に係る 道路の延長 (単位メートル)	二十九・四〇メー トル
指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)	四・二〇メートル